

○ 特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）（抄）（第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 別表第三（第六条の四関係） 一 動物及び植物の加工品（一般の飲食の用に供されないものに限る。）であつて、人が摂取するもの（医薬品（<u>医薬品</u>、<u>医療機器</u>等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第一項の医薬品をいう。以下同じ。）を除く。） 二、七（略） 八 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十一条に規定する配置販売業者が配置した医薬品（薬</u> <u>事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則第</u> <u>十条に規定する既存配置販売業者が配置したものを含む。）</u>	附 則 別表第三（第六条の四関係） 一 動物及び植物の加工品（一般の飲食の用に供されないものに限る。）であつて、人が摂取するもの（<u>医薬品（薬事法（昭和三十</u> <u>五年法律第四百十五号）第二条第一項の医薬品をいう。以下同じ</u> <u>。）を除く。）</u> 二、七（略） 八 <u>薬事法第三十一条に規定する配置販売業者が配置した医薬品（</u> <u>薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則</u> <u>第十条に規定する既存配置販売業者が配置したものを含む。）</u>

○ 特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行令（昭和六十一年政令第三百四十号）（抄）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（特定商品等） 第一条 特定商品等の預託等取引契約に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第一号の政令で定める物品は、次に掲げる物品（以下「特定商品」という。）とする。 一 四 （略） 五 動物及び植物の加工品（一般の飲食の用に供されないものに限る。）であつて、人が摂取するもの（医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項の医薬品をいう。）を除く。） 六 （略） 2 （略）	（特定商品等） 第一条 特定商品等の預託等取引契約に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第一号の政令で定める物品は、次に掲げる物品（以下「特定商品」という。）とする。 一 四 （略） 五 動物及び植物の加工品（一般の飲食の用に供されないものに限る。）であつて、人が摂取するもの（<u>医薬品（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項の医薬品をいう。）</u>を除く。） 六 （略） 2 （略）

○ 割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）（抄）（第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 別表第一（第一条関係） 一 動物及び植物の加工品（一般の飲食の用に供されないものに限る。）であつて、人が摂取するもの（医薬品（<u>医薬品</u>、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項の医薬品をいう。）を除く。） 二〃五十四 （略）	附 則 別表第一（第一条関係） 一 動物及び植物の加工品（一般の飲食の用に供されないものに限る。）であつて、人が摂取するもの（<u>医薬品（薬事法（昭和</u>三十五年法律第百四十五号）第二条第一項の医薬品をいう。以下同じ。）を除く。） 二〃五十四 （略）